

(公財) 松山観光コンベンション協会ホームページ掲載広告の表現について

協会ホームページに広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、要綱に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

ウ ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）

エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

オ プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

カ G I Fアニメーション

(2) 協会ホームページとの区別化

閲覧者が協会ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が（公財）松山観光コンベンション協会の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(3) 色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(4) その他注意事項

ア 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること

イ ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起させるような表現を用いないこと

ウ ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと

(公財)松山観光コンベンション協会ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、協会の財源を確保するとともに、観光産業の振興とコンベンションの推進による地域経済の活性化を図るため、(公財)松山観光コンベンション協会ホームページ(以下「協会ホームページ」という。)を広告媒体として活用して民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲出することができない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治的活動のためのもの
- (4) 宗教活動のためのもの
- (5) 社会問題についての主義・主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告として適当でないと会長が認めるもの

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 55ピクセル 横 150ピクセル
- (2) 形式 GIF(アニメーション不可)、JPEG又はPNG。
- (3) 容量 4kb以下

2 広告枠の位置は、協会ホームページのトップページの下部に掲載する。

(広告掲載料)

第4条 広告の掲載料は、広告枠1枠当たり月額 5,000円(消費税を含む。)とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、月を単位として、最長1年間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、会長が定める。

(広告掲載枠)

第6条 広告掲載枠は8枠とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(広告掲載の募集方法)

第7条 広告は、協会の協賛会員その他会長が適当と認める者を対象として募集する。

(広告掲載の申込み)

第8条 申込者は、(公財)松山観光コンベンション協会ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を会長が定める期限までに資料を添えて、直接または郵送で申し込むものとする。

- 2 会長は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。
- 3 申込締切は、掲載を開始する月の前月の15日までとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 会長は掲載申込みのあった広告が協会ホームページ上の広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。
 - (1) 掲載希望月数の多いものを先順序とする。
 - (2) 前号の規定によっても、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。
- 3 会長は、申込者に対し、その決定の内容を(公財)松山観光コンベンション協会ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は(公財)松山観光コンベンション協会ホームページ広告非掲載決定通知書(様式第3-1号及び3-2号)により通知しなければならない。
- 4 (公財)松山観光コンベンション協会ホームページ広告掲載決定通知書には、掲載する広告枠を指定して通知する。

(広告掲載料の納付)

第10条 前条の規定により広告掲載決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿(画像データ)を作成し、会長が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により広告原稿(画像データ)の提出があったときは、その内容及びリンク先について、(公財)松山観光コンベンション協会ホームページ広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと、実施要綱及びこの要領(以下「実施要綱等」という。)に違反していないこと、その他提出された広告原稿(画像データ)が適当であることを確認するものとする。
- 3 会長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿(画像データ)が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿(画像データ)又はリンク先の変更を求めるものとする。

(リンク先の変更の求め等)

第12条 会長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が実施要綱等に違反し、適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、その変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し等)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一

時中止をすることができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
 - (2) 指定期日までに広告原稿(画像データ)の提出がないとき。
 - (3) 第11条第3項及び前条の規定による変更を広告主が行わないとき。
 - (4) その他協会ホームページへの広告掲載が不相当であると判断したとき。
- 2 本協会は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとし、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告等の変更)

第14条 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の15日までに、(公財)松山観光コンベンション協会ホームページ掲載広告等変更申込書(様式第4号)を会長に提出し、承認を得るものとする。
- 3 会長は前項の規定による変更の申込みの内容について審査し、変更を承認するときは、(公財)松山観光コンベンション協会ホームページ掲載広告等変更承認通知書(様式第5号)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取りやめの申出)

第15条 広告主は、(公財)松山観光コンベンション協会ホームページ広告掲載取りやめ申出書(様式第6号)を提出して、協会ホームページへの広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

- 2 会長は、前項の規定による申出があった場合は、掲載した広告を削除するものとする。
- 3 会長は、前項の規定により広告を削除した場合で、当該広告を削除した日の属する月の翌月から起算した掲載決定期間の残りの月数が3月以上あるときは、当該残りの月数から2月を減じた月数に相当する広告掲載料を返還するものとする。
- 4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

- 2 前条に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなつた場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じ、広告掲載料を返還する。
- 3 月の途中で掲載することができなくなつた場合における前項の規定による当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の日数による日割とし、円未満は切り捨てるものとする。
- 4 次に掲げる事由により、本協会が協会ホームページの運営を一時停止した場合は、前2項の規定に準じて、その広告掲載料を返還する。ただし、一時停止の期間が1日(24時間)を超えない場合は、広告掲載料を返還しない。
 - (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
 - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- 5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、協会ホームページに掲載された広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容についての一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利の侵害するものでないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、会長に対して保証しなければならない。

3 第三者から広告等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告主は、第9条の規定により決定を受けた協会ホームページへの広告掲載の権利を他に譲渡してはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年 8月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年 1月10日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

様式第1号

(公財) 松山観光コンベンション協会ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

会長 あて

(申込者)

住 所

氏 名

印

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)

(担当者)

氏 名 :

電 話 :

F A X :

E-mail :

(公財) 松山観光コンベンション協会ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、(公財) 松山観光コンベンション協会ホームページ広告掲載取扱要綱の規定を順守いたします。

記

1 リンク先ホームページの内容

(1) 内容

(2) URL

2 広告の内容

(1) 掲載希望枠数

枠

(2) 掲載希望期間 (掲載期間は月単位とし、募集する期間の範囲内で記入すること。)

年 月 ~ 年 月

(3) 広告 (バナー画像) の内容 (広告の内容を別紙に添付すること。)